

提出された意見等の概要とこれに対する考え方

案 件 名 : ボーガンの安全な使用及び適正な管理の確保に関する条例
(仮称) の要綱案

意見募集期間 : 令和2年8月7日～令和2年8月27日

意見等の提出件数 : 3件(1人)

項目等	意見等の概要	件数	県の考え方
取得者、所有者の条例遵守	ボーガンを新しく買った人も、昔から持っている人も、両方ともに決まりを守らせてほしい。	1	<既に盛り込み済> 条例施行後だけでなく、施行前からボーガンを所有する者も、条例の適用対象としています。
	インターネットで全国や海外からボーガンを買う人にも、決まりを守らせてほしい。	1	<既に盛り込み済> インターネットでボーガンを購入した者も、条例の適用対象としています。
その他	条例をつくるのは良いことだが、法律で全国一斉に取り締まるのがベターである。	1	<その他> 国に対して、法律によるボーガンの規制強化を働きかけていきます。